

第7章 薬事

1 医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保

医薬品等は、県民の保健医療に必要かつ不可欠なものであり、製造・流通・販売から服薬等使用に至るまで、その品質、有効性及び安全性を確保する必要がある。超高齢化社会を迎え、より安全で有効な医薬品等の重要性はますます増大している。

このことから、不正・不良医薬品等の製造・販売及び医薬品等による事故の発生を防ぐとともに、医療の質的向上と県民の健康の維持・増進を図る。

【現 状】(省略)

【課 題】(省略)

【推進方策】(省略)

2 薬物乱用の防止

薬物乱用は、単に乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭の崩壊や悲惨な事件を誘発させ、計り知れない危害をもたらすため、社会全体の問題として取り組む必要がある。

特に、青少年に対する啓発活動に重点を置いた薬物乱用防止対策を推進する。

【現 状】

(1) 薬物乱用の動向

ア 全国

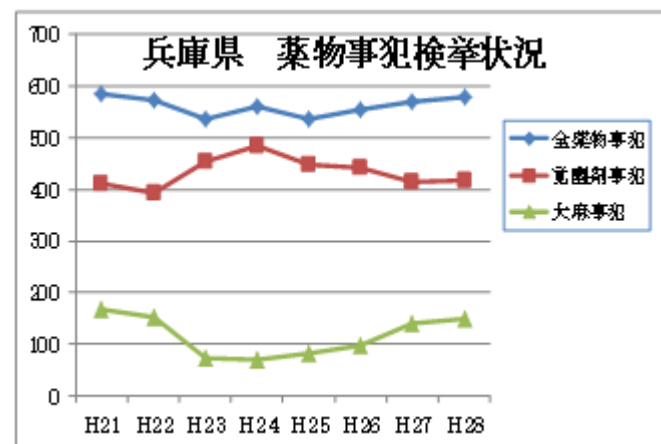
わが国の薬物事犯の検挙人員の8割が覚醒剤事犯であり、次に大麻事犯が占める。

覚醒剤の検挙人員は、平成28年は10,607人で、依然高水準で推移している。また、大麻の検挙人員は、平成21年をピークに減少傾向にあったが、平成26年に増加に転じ、平成28年は2,722人で、そのうち若年層(30歳未満)が約半数を占めている。近年社会問題となった危険ドラッグの検挙人員は平成27年の1,196人をピークに減少している。

イ 兵庫県

平成28年の全薬物事犯の検挙人員は579人で、このうち覚醒剤による検挙人員は417人(72%)で、30～40歳代が多い。またこのうち再犯者は60%を占め、覚醒剤の乱用が続いている。

平成28年の大麻事犯の検挙人員は150人で、平成21年の168人をピークに一時減少傾向にあったものが、再び増加傾向にある。年齢別に見ると30歳未満が72%を占め、また初犯者は132人(88%)で、若年層を中心に乱用が認められる。



第7章 薬事

1 医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保

(同左)

【現 状】(省略)

【課 題】(省略)

【推進方策】(省略)

2 薬物乱用の防止

(同左)

【現 状】

(1) 薬物乱用の動向

ア 全国

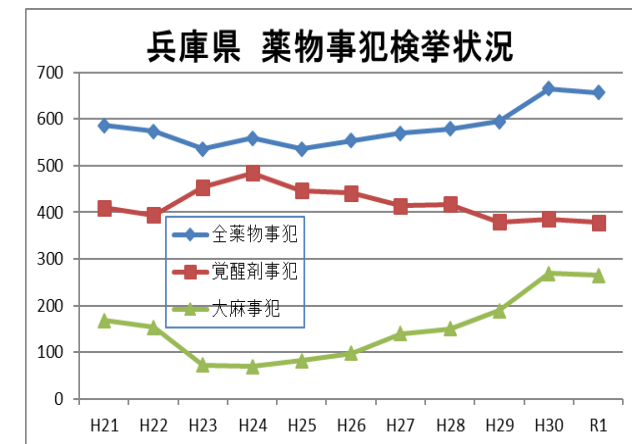
わが国の薬物事犯の検挙人員の8割が覚醒剤事犯であり、次に大麻事犯が占める。

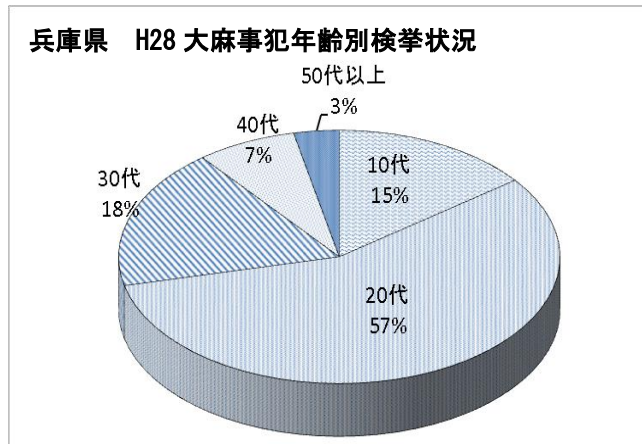
覚醒剤の検挙人員は、令和元年は8,730人で、依然高水準で推移している。また、大麻の検挙人員は、平成21年をピークに減少傾向にあったが、平成26年に増加に転じ、令和元年は4,570人で、そのうち若年層(30歳未満)が約半数を占めている。近年社会問題となった危険ドラッグの検挙人員は平成27年の1,196人をピークに減少している。

イ 兵庫県

令和元年の全薬物事犯の検挙人員は657人で、このうち覚醒剤による検挙人員は378人(58%)で、30～40歳代が多い。またこのうち再犯者は61%を占め、覚醒剤の乱用が続いている。

令和元年の大麻事犯の検挙人員は265人で、平成21年の168人をピークに一時減少傾向にあったものが、再び増加傾向にある。年齢別に見ると30歳未満が68%を占め、また初犯者は234人(88%)で、若年層を中心に乱用が認められる。





**(2) 県の取り組み**

兵庫県では、薬物乱用対策を総合的に進めるため、行政、教育、警察等の機関及び団体からなる兵庫県薬物乱用対策推進会議を設置し、①取締り、②密輸対策、③再乱用防止対策、④青少年薬物乱用防止対策の強化を四本柱とし、特に青少年の薬物乱用防止対策を重点事項として推進している。

また、平成 26 年には、「薬物の濫用の防止に関する条例」を施行し、危険ドラッグを入手できない、使用できない環境づくりに努めている。

**【課題】**

- (1)・(2) 省略
- (3) 乱用薬物は、青少年を中心に多様化し、スマホやインターネットを悪用した入手も身近な要因となっている。また、使用のきっかけは、知人等からの誘いを断れなかったこと等も挙げられ、これら薬物の危険性と断り方について普及啓発を図る必要がある。

**【推進方策】**

- (1) 麻薬及び向精神薬等の適正管理（省略）
- (2) 薬物乱用者及びその家族の相談支援体制（省略）
- (3) 青少年への薬物乱用の危険性の普及啓発
  - ア 省略
  - イ 地元警察、学校薬剤師等と連携して、小学校・中学校及び高等学校の各段階に応じた薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒に対して薬物乱用の恐ろしさと、万が一身近な人から薬物を勧められた場合の断り方を啓発する。（県、市町）
  - ウ・エ 省略
- (4) 危険ドラッグ対策（省略）

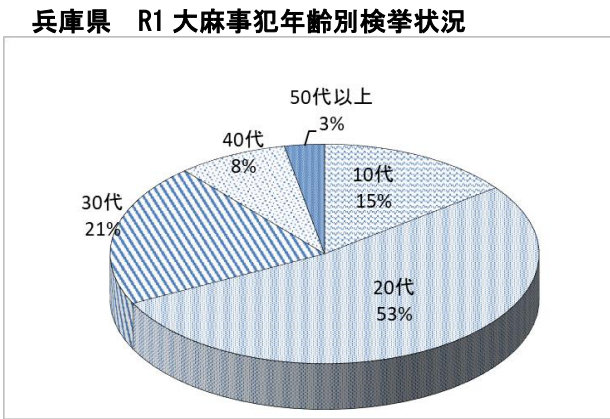
**3 血液確保対策**

血液製剤は人工的に製造できず、かつ、多くの血液製剤は使用期限が短いことから、医療に必要な血液製剤を安定的に供給するためには、年間を通じて安定的に献血者を確保する必要がある。

そのため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血について県民の理解を深め、献血者の安定的な確保を図るとともに、医療機関での血液製剤の適正使用を推進する。

**【現状】**

- (1) 兵庫県献血等推進計画（毎年度策定）に基づき、必要な血液を安定的かつ無駄なく確保するため、市町、企業、ライオンズクラブ等と連携し、日々の需給状況を勘案しながら、計画的な献血者の確保等に努めている。



**(2) 県の取り組み**

兵庫県では、薬物乱用対策を総合的に進めるため、行政、教育、警察等の機関及び団体からなる兵庫県薬物乱用対策推進会議を設置し、①青少年薬物乱用防止対策、②再乱用防止対策、③取締り、④密輸対策を四本柱とし、特に青少年の薬物乱用防止対策を重点事項として推進している。

また、平成 26 年には、「薬物の濫用の防止に関する条例」を施行し、危険ドラッグを入手できない、使用できない環境づくりに努めている。

**【課題】**

- (1)・(2) 省略
- (3) 近年、青少年の大麻事犯が急増し、スマホやインターネットを悪用した入手も身近な要因となっている。また、使用のきっかけは、知人等からの誘いを断れなかったこと等も挙げられ、これら薬物の危険性と断り方について普及啓発を図る必要がある。

**【推進方策】**

- (1) 麻薬及び向精神薬等の適正管理（省略）
- (2) 薬物乱用者及びその家族の相談支援体制（省略）
- (3) 青少年への薬物乱用の危険性の普及啓発
  - ア 省略
  - イ 地元警察、学校薬剤師等と連携して、小学校・中学校及び高等学校の各段階に応じた薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒に対して薬物乱用の危険性や毒性と、万が一身近な人から薬物を勧められた場合の断り方を啓発する。（県、市町）
  - ウ・エ 省略
- (4) 危険ドラッグ対策（省略）

**3 血液確保対策**

（同左）

**【現状】**

- (1) 兵庫県献血等推進計画（毎年度策定）に基づき、必要な血液を安定的かつ無駄なく確保するため、市町、企業、ライオンズクラブ等と連携し、日々の需給状況を勘案しながら、計画的な献血者の確保等に努めている。

献血者数の推移

	献血者数 (人)			目標献血者数 (人)	目標達成 率 (%)	
	200mL	400mL	成分			
24年度	214,196	10,024	144,783	59,389	213,415	100.4
25年度	211,761	10,527	142,614	58,620	206,685	102.5
26年度	210,093	10,327	144,749	54,972	210,420	99.8
27年度	209,510	8,897	147,465	53,148	211,900	98.9
28年度	209,692	7,865	143,485	58,342	215,563	97.3

(2) 省略

【課題】(省略)

【推進方策】(省略)

献血者数の推移

	献血者数 (人)			目標献血者数 (人)	目標達成 率 (%)	
	200mL	400mL	成分			
27年度	209,510	8,897	147,465	53,148	211,900	98.9
28年度	209,692	7,865	143,485	58,342	215,563	97.3
29年度	199,539	5,992	143,675	49,872	203,228	98.2
30年度	200,618	6,104	141,356	53,158	202,057	99.3
R1年度	208,291	5,245	144,110	58,936	209,366	99.5

(2) 省略

【課題】(省略)

【推進方策】(省略)